

新潟中越沖地震対策ニュース

No.10

新潟県商工団体連合会 025-274-9661

2008年2月27日

2月26日、新潟県商工団体連合会・柏崎民商が政府と交渉！ 被災業者・商店街の再生・復興への抜本的な支援策を求める



新潟県商工団体連合会（県連）と柏崎民商は2月26日、昨年11月に続いて2回目の政府交渉を行いました。柏崎民商から大谷正二会長をはじめ14人が参加、能登惣五郎県連会長・藤原龍二県連事務局長ら総勢20人で、国土交通省・厚生労働省・内閣府・経済産業省と話し合いました。参加者は、中越沖地震による被災した中小業者・商店街の深刻な窮状を訴え、生活・商売の復興に向けた緊急の支援策を切実に求めました。

経済産業省

経産省は、被災した中小業者・商店街への支援策について、「復興基金での様々な支援メニューの提供や、政府系金融機関の貸付利率の引き下げの期限延長などの支援を講じてきたので積極的に活用してほしい」、「被災した商店街については、『少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業制度』の利用で補助ができる。補助率は2分の1だが、県などの支援によっては、自己負担なしで活用できるのではないかと」、「観光関連業者の風評被害対策として、別立てで観光対策事業の復興基金を立ち上げ、観光復興のキャンペーンやイベントを支援・補助する制度を提供したので活用してほしい」などと述べました。

参加者は「震災後、商店の売上げがますます減り、一人やめ、二人やめして、商店街全体の復旧が困難な状況」「被災した店舗の修理で商売ができず、中小業者の生活は深刻だ」「中越地震とのダブル被災を受け、借入の余力がない。店舗部分についての補助がほしい」などの厳しい窮状を訴え、「融資ではなく、直接的な援助を」「休業中の『生活支援制度』の創設を」「既存の債権放棄する制度の設立を」などと強く要望。経産省は「お聞きした切実な要望を県に伝え、必要な支援メニューの追加や補助率・上限金額の引き上げなど、復興基金での柔軟な対応・活用を要請したい」と答えました。

厚生労働省

住宅の「応急修理制度」の拡充について、厚労省は「『応急修理制度』は、緊急対策として資力のない被災者を優先して援助する制度なので、所得制限などの要件撤廃は考えられないが、具体的な資力要件の運用については今後検討したい。また、『一部損壊』については、居住するのに必要な最低限の修理を援助するのが『応急修理制度』なので、制度の対象とならない」と述べました。参加者は「被災者は高齢化し、建替ではなく、家の修理を望んでいるが、所得要件があって制度が使えない。ぜひ撤廃してほしい」「利用するのに様々な制限があり、修理が必要な部分に使えず、使い勝手が悪い」などと、「応急修理制度」の改善を早急に求めました。

また、参加者らは、避難勧告によって仮設住宅に入居した人でも、勧告解除後に「応急修理制度」の利用をできるように要請、厚労省は「仮設住宅に入居した場合は、対象にならない」と答えるのみでした。さらに、仮設住宅の入居者らは「長屋形式で隣家の音や声が聞こえ、入居者間でトラブルが起こっている。プライバシーの保護や部屋数の確保など、実情に合わせた改善をお願いしたい」「風呂場やトイレの段差の解消は高齢者や障害者にとって必要だ」などの切実な要望を訴えましたが、「段差の解消には、大規模な工事が必要なので困難だが、復興基金の利用で『手すり』等を設置してほしい」「皆さんの意見を聞いて今後の参考にしたい」と答えるだけでした。

内閣府

内閣府では、「被災者生活再建支援制度」のいっそうの改善を求めたのに対して、「昨年秋に法改正されたばかりなので、まずはしっかりと運用・対応し、その上で、制度の過不足がないかどうか、4年後の見直しも見据えて検討したい」と答えました。また、「指針」に基づく被災判定の問題では、内閣府は「地域の実情を踏まえた当該自治体の適切・柔軟な被害判断が優先されるべきと考え、自治体にもその旨を通知している。また、宅地被害を被災判定に取り入れることについて、自治体が被災宅地を調査・判定した実績があれば、それが全国的な方法として適切かどうか検討・判断し、今後、『指針』に反映することも考えられる」と述べました。

地盤被害を受けている参加者などは「宅地復旧への直接的な補助がなく、費用負担が大変。予算が組めず、工事のための地盤調査や見積りもできない」「宅地被害が被災判定に反映されず、住家の判定は一部損壊。宅地回復や修理をしなければ住める状況でないのに、なんらの支援も受けられない」と訴えました。



国土交通省

被災した宅地の復旧工事に対する支援を求める要望に対して、国交省は「大規模な盛土の滑動崩落による公共施設への二次災害を防止するための復旧工事についての補助事業は制度化している」「個々の宅地被害の支援については、宅地は個人の財産なので、生活支援として内閣府の所管」と答えました。また、復興公営住宅の建設にあたっては、「中越地震と同様に、木造や戸建ての建設は可能であり、皆さんの要望・情報を当該自治体に伝えたい」と述べました。